

特定非営利活動法人
さんくすすまいる TEAM わかやま
就労支援事業約款

就労支援企業（個人）は、本事業に参加する前に、本約款の内容に同意し、その旨の書面をさんくすすまいる TEAM わかやま 事務局 に提出した後に、本事業に参加することができます。

第 1 条（目的） 本事業は、少年院出院者・刑務所出所者（以下「対象者」という）の更生・社会 復帰を就労・教育・住居・仲間作りの面から包括的に支えることで、対象者が前向きに生きるため 「笑顔いっぱいやり直しの出来る社会」を作ることを目的とする。

第 2 条（活動） 本事業は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1)一人をみんなで支える仕組づくりを行う。
- (2)就労や住居、教育、仲間作りを含めた包括的な支援を行う。
- (3)その他「誰でもやり直しが出来る社会」を目指した取り組みを行う。

第 3 条（就労支援企業） 就労支援企業とは、幣団体とともに本事業を構成する企業（個人）等であり、以下の要件を全て満たす企業等で、幣団体事務局に対し就労支援企業として本事業への参加を申込み、幣団体が承認した 企業等をいう。

- (1) 第 1 条に定める本事業の目的に賛同していること。
 - (2) 対象者の身元引受人となる者を、当該企業等の代表者または役職員から選出すること。
 - (3) 幣団体もしくは幣団体が指定する者による対象者の就労状況視察を受け入れること。
 - (4) 保護観察所において協力雇用主として登録されていること。
 - (5) ハローワークへ求人応募を行っていること。
2. 前項(4) (5) においては、その限りではないものとする。

第 4 条（反社会的勢力の排除） 就労支援企業（個人）は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとする。

- (1)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下 これら暴

- 力団員等という)。
- (2)暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
 - (3)自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者。
 - (4)暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。
2. 就労支援企業は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1)暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (2)脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、または相手方当事者の業務を妨害する行為。
 - (3)その他前各号に準ずる行為。
3. 就労支援企業が前2項に違反したときは、幣団体は、違反した当該就労支援企業に対する何らの通知 催告を要することなく、当該就労支援企業をして本事業への参加を取り止めさせることができるものとする。当該取り止めにより当該就労支援企業に損害が生じた場合にも、幣団体は 何らの責任も負担しないものとする。

第 5 条 (就労支援企業のなすべき事項) 就労支援企業は、本事業を遂行するにあたり、下記の各号に該当する事項を行うこと。(1) (2) は登録することが望ましい。

- (1)法務省が所管する協力雇用主制度における協力雇用主として登録する。
- (2)厚生労働省が所管するハローワークに事業主として登録する。
- (3)対象者を積極的に雇用する。
- (4)対象者を更生保護施設・自立準備 ホーム・社員寮などに居住することに同意する。
- (5)連絡会議に参加する。
- (6)毎月、就労状況などの報告書を幣団体へ提出する。(所定の用紙にて)
- (7)登録情報、担当者などに変更があった場合は、すみやかに幣団体に報告する。
- (8)就労支援企業としての活動を行う上で関係する法令を遵守する。
- (9)特段の理由がある場合を除き、少年院又は刑務所内で在院者、受刑者向けの企業説明会、合同採用 面接等を行う行事に参加する。

第 6 条（対象者） 本事業の対象者は、少年院からの出院者または刑務所からの出所者で以下の要件をすべて満たす者とする。

(1)少年院又は刑務所内での自立、更生の意欲が高い者。

(2)下記に該当しない者。①満 14 歳未満の者に対して罪を犯した者 ②その他本事業に適当でない判断された者

2. 前項に基づき本事業の対象者と認められた者を就労支援企業が採用する場合、就労支援企業は対象者の情報公開にあたり、対象者の罪状等に鑑み、犯罪被害者やマスメディアへの対応等に留意し、幣団体と十分に情報を共有しながら、幣団体に相談の上、慎重に判断するものとする。

第 7 条（連絡会議） 本事業は、就労体験を対象者が希望し、就労体験の期間中、保護観察所その他本事業の関係者を招き、対象者の 状況の報告・確認、問題点の協議・解決その他本事業の推進のために必要なことを協議するため、連絡会議を開催する。

2. 連絡会議は必要とあれば都度開催とする。ただし、幣団体または就労支援企業のいずれかが必要と認めた場合は 随時開催することができる。

3. 連絡会議の詳細は別途定める。

第 8 条（就労支援企業の取消） 就労支援企業が次のいずれかに該当し、相当な期間を定めて是正を催告したにもかかわらず是正されなかった場合、幣団体は、当該就労支援企業の本事業への参加承認を取り消すことができる。

(1)第 5 条の事項を実施しない場合

(2)特段の理由なく連絡会議を欠席した場合

2. 就労支援企業が法令及び公序良俗に反する行為を行い、幣団体が就労支援企業として不相当と判断した場合は、直ちに参加を取り止めさせることができる。

3. 就労支援企業は、諸事情により本事業への参加を継続できない場合は、その理由を記した 幣団体の書式による申請書を幣団体事務局に送付し、幣団体からの書面による承諾を受けることにより、本事業への参加を取り止めることができるものとする。

第 9 条（情報の取り扱いについて） 就労支援企業は、自らが収集した情報、登録情報などについて、本事業の方針に従って利用、管理されることを承諾する。

第10条（権利義務の譲渡） 就労支援企業は、本約款に基づいて発生した権利および義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第11条（守秘義務） 就労支援企業は、本事業及び幣団体の事前の承認なくして、本事業への参加にあたって知り得た幣団体及び他の就労支援企業の業務上、技術上、その他一切の秘密情報（個人情報を含む。）を公表もしくは第三者へ開示し、または本約款で定められた事項以外の目的で使用してはならない。

2. 前項の定めに係わらず、次の各号の位置に該当する情報については、前項の適用外とする。

(1) 就労支援企業が知り得た時点で、既に公知になっていた情報

(2) 就労支援企業が知り得た後、就労支援企業の責によらない事由により公知になった情報

3. 本条の規定は、就労支援企業でなくなった後も適用されるものとする。

第12条（損害賠償） 幣団体および就労支援企業は、本事業に関連して、自己の責に帰すべき事由により、他の本事業構成員（幣団体、就労支援企業）及び第三者に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

第13条（約款の変更等） 1. 幣団体は、本約款を変更することができる。

2. 幣団体は、本約款を変更しようとする場合、電子メールまたは本事業に関するウェブサイト等を使い随時、就労支援企業に告知する。

3. 前項に基づき、本変更を告知した日から本事業が定める期間（定めがない場合は告知の日から4週間）以内に就労支援企業が参加を取りやめない場合、当該就労支援企業は本約款の変更に同意したものとみなし、当該就労支援企業と幣団体との間で変更後の約款の効力が発生するものとする。

第14条（協議・管轄裁判所） 1. 本事業に関連して幣団体と就労支援企業との間で疑義、問題が生じた場合、都度誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

2. 前項の協議によっても疑義、問題が解決しない場合、和歌山地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

この約款は、2021年5月11日より施行する。